

## 五条川居宅介護支援事業所

### 居宅介護（予防）支援サービスのご紹介（重要事項説明書）

#### 1 サービスの目的

居宅支援介護（予防）サービスは、介護保険制度を利用されるご利用者を対象に、様々な障害を抱えながらも住み慣れたご自宅で自立した日常生活が送れますよう、ご利用者の心身の状態に応じた、またご家族の希望に沿った「居宅（予防）サービス計画書」の作成などを行うものです。

#### 2 サービスの担当者

ご利用者のご相談に応じる担当者は、厚生労働省令で定められた試験に合格し、研修を終了した下記の介護支援専門員が務めますので、ご不明のことなどありましたら何でもお気軽にご相談下さい。

- ・担当者 ( )
- ・電話番号 052-401-7250
- ・FAX 番号 052-401-7251
- ・待機番号 090-6330-7738

#### 3 五条川居宅介護支援事業所の概要

(1) 居宅介護支援事業所の指定状況及びサービス提供地域

- ・事業所名 五条川居宅介護支援事業所
- ・所在地 清須市春日新堀 33 番地
- ・サービス提供地域 清須市全域及び、稲沢市、北名古屋市、あま市、一宮市、名古屋市西区の一部とする（別紙参照）  
予防は清須市全域のみ

(2) 当事業所の運営方針

一人ひとりを大切に、いきいきとしたその人らしい生活をめざし、安心して地域で暮らせる体制作りのお手伝いをします。

(3) 介護支援専門員等の体制

区 分	常 勤	非常勤	主な職務内容
管 理 者	1 名	0 名	ケアマネジメント業務の総括・管理
介 護 支 援 専 門 員	3 名	0 名	ケアマネジメント業務の企画調整・実施
補 助 職 員	1 名	0 名	介護支援専門員の補助、事務補助

(4) 営業日・営業時間

月曜日～金曜日まで（祝日、12月29日～1月3日は除く）9：00～17：00  
平日の17：00～9：00までと休業日の終日は、待機者による電話対応のみ

(5) 課題分析の方式

MDS-HC 方式

## 4 居宅介護（予防）支援の利用申し込みから介護サービス提供までの主な流れ

- (1) ご利用者から居宅介護（予防）支援サービスの利用申し込み。
- (2) ご自宅を訪問し、ご利用者の心身の状態や置かれている環境等を調査し、可能な限りご自宅で自立した日常生活を送れますよう、解決すべき課題を把握・分析します。
- (3) ご利用者やご家族の方がどのようなサービスを、またどの程度の頻度でご利用したいのかというご希望をお伺いいたします。
- (4) 課題やご希望を考慮し、併せて主治医やサービス事業者と協議したうえで、ご利用者に適した1か月単位の介護サービスの利用計画である「サービス利用票（居宅（予防）サービス計画）」を作成します。また、介護サービスを利用された際にご利用者が負担することとなる利用料の内訳を記載した「サービス利用票別表」を作成します。これらを確認の上、ご了解をいただきます。
- (5) 「サービス利用票（居宅（予防）サービス計画）」に基づき介護サービスが計画的に提供されます。
- (6) 介護サービス提供後も、継続的にご利用者の心身の状況や介護サービスの実施状況を把握し、必要に応じて「サービス利用票（居宅（予防）サービス計画）」の変更を行います。

## 5 公正中立な立場での業務実施について

ご利用者のサービス事業者選択への支援を行うにあたり、ご利用者またはその家族の希望、必要性に反して特定の事業者・法人への利益誘導を行うことがないよう、その選定または推薦に関して公正中立に行います。複数の指定居宅（予防）サービス事業者等の紹介を求めることが可能であり、居宅（予防）サービス等計画に位置付けた指定居宅（予防）サービス事業者等の選定理由の説明を求めることが可能です。

## 6 介護サービスを受けるにあたっての重要事項

- (1) ご利用者にお渡しした「サービス利用票」と異なる事業者からサービスを受けた場合やサービス内容を変更した場合には、必ず担当の介護支援専門員にご連絡下さい。ご連絡がないと一旦費用の全額を立て替えていただく場合があります。
- (2) 被保険者資格を喪失した場合や要介護の変更があった場合など、現在お持ちの被保険者証に変更があったときには必ず担当の介護支援専門員にご相談下さい。
- (3) 介護保険サービスを利用するときは、介護保険負担割合証に記載されている利用者負担割合に応じてサービス費用のうち1割～3割までのいずれかがご利用者の負担割合になります。
- (4) 入院時には、ご利用者またはご家族から当事業所名および担当介護支援専門員の名前を伝えて頂きますようお願いいたします。
- (5) 末期のがんと診断された場合であって、日常生活上の障害が1か月以内に出現すると主治医等が判断した場合、ご利用者又はご家族の同意を得た上で、主治医等の助言を得ながら通常よりも頻回に居宅訪問（モニタリング）をさせて頂き、ご利用者の状態やサービス変更の必要性等の把握、ご利用者への支援を実施します。

その際に把握したご利用者の心身状態を記録し、主治医やケアプランに位置付けた居宅（予防）サービス事業者へ提供することで、その時々状態に即したサービス内容の調整を行います。

- (6) ご利用者またはご家族等が当事業所や介護支援専門員に対して、その心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意に告げない、不実の告知などを行い、その結果契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合、及び故意または重大な過失により事業者もしくは介護支援専門員の生命、身体、精神、財産、信用等を傷つけた場合、や各ハラスメントがあった場合は、文書で通知をし、契約を解除することができます。
- (7) 遺族年金申請における「生計同一関係申立書第三者証明」や、保育を必要とする認定における「介護看護申し立て書」等、介護保険関係外の書類に対する証明につきましては対応いたしかねます。

## 7 居宅（予防）サービス計画の作成以外に提供できるサービスの内容

- (1) ご利用者の依頼に基づき、要介護認定の申請（新規・更新・変更）を代行します。その際、被保険者証を一時お預かりいたします。
- (2) ご利用者の依頼に基づき、市町村の窓口に「居宅サービス計画書作成依頼届出書」の提出を代行します。その際、ご利用者の被保険者証を一時お預かりいたします。
- (3) その他、介護保険制度に関するご相談に応じます。

## 8 居宅介護（予防）支援の利用料金

要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額保険給付されます。

居宅介護（予防）支援費は下記の通りです。

但し、被保険者証に支払方法変更の記載（利用者が保険料を滞納しているためサービス償還払いとする旨の記載）があったときは、1か月につき要介護度に応じて下記の金額をご負担していただくことになります。

サービス計画等の利用料

厚生労働大臣の定める介護報酬の告示額とする。

- ・介護予防支援費 要支援 1, 2 472 単位/月
- ・居宅介護支援費 要介護 1, 2 1, 086 単位/月
- ・居宅介護支援費 要介護 3, 4, 5 1, 411 単位/月
- ・初回加算 300 単位/月
- ・入院時情報連携加算 I 250 単位/月
- ・入院時情報連携加算 II 200 単位/月
- ・退院退所加算

面談のみカンファレンス参加なし 1回目 450 単位 2回目 600 単位

カンファレンス参加あり 1回目 600 単位 2回目 750 単位 3回 900 単位

- ・通院時情報連携加算 50 単位/月
- ・緊急時等居宅カンファレンス加算 200 単位/月

- ・ターミナルケアマネジメント加算 400 単位/月
- ・特定事業所加算Ⅰ 519 単位/月
- ・特定事業所加算Ⅲ 323 単位/月
- ・特定事業所医療介護連携加算 125 単位/月
- ・特定事業所加算Ⅱ 421 単位/月

※すべての告示上の単位数に単価 10.42 を乗じます。(清須市は 6 級地です)

※円＝単位数×10

## 9 事故が発生した場合の対応

居宅介護（予防）支援の提供時に、ご利用者に事故が発生した場合には速やかに市町村及びご家族の方にご連絡するとともに必要な措置を講じます。

## 10 サービス提供記録の開示

利用者及びご家族からサービス提供記録の開示請求があった場合は、所定の手続きを経て、開示の可否決定を行いますので担当の介護支援専門員までご連絡ください。

### 11 身体拘束等の適正化の推進

- (1) 利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- (2) 身体的拘束等を行う場合にはその態様及び時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- (3) 身体拘束等の適正化のための指針を整備し、対策を検討する委員会を定期的開催して、その結果について職員に周知徹底を図る。また、職員に対して身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

### 12 虐待の防止のための措置

- (1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する虐待防止委員会を定期的開催するとともに、その結果について介護支援専門員に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における虐待の防止のための運用指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 全三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

### 13 ハラスメント対策の強化に関する事項

- (1) 「セクシャルハラスメント防止に関する規定」及び「パワーハラスメントの防止に関する規定」に基づき、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護支援専門員の就業環境が害されることを防止するための必要な措置を講じる。
- (2) サービス利用に際して以下のハラスメント行為などにより、健全な信頼関係を築くことができないと判断した場合は、サービスの中止や契約を解除することがある。
  - ①事業所の介護支援専門員に対して行う、暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷などの迷惑行為
  - ②パワーハラスメントやセクシャルハラスメントなどのハラスメント行為
  - ③サービス利用中に介護支援専門員の写真や動画撮影、録音等を無断で SNS 等に掲載

## 1 4 業務継続計画の策定等

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施し、非常時の体制で早期の業務再開を図るための「業務継続計画」を策定し、当該「業務継続計画」に基づき、必要な措置を講じる。

- (1) 介護支援専門員に対して、「業務継続計画」について周知するとともに、必要な研修及び訓練を実施する。
- (2) 定期的に「業務継続計画」の見直しを行い、必要に応じて「業務継続計画」の変更を行う。

## 1 5 感染症の予防及び蔓延の防止のための措置

- (1) 感染症の予防及び蔓延の防止のための対策を検討する委員会を開催するとともに、その結果について介護支援専門員に周知徹底を図る。
- (2) 感染症の予防及び蔓延の防止のための指針を整備する。
- (3) 介護支援専門員に対し、感染症の予防及び蔓延の防止のための研修及び訓練を実施する。

## 1 6 サービス内容に関する苦情

- (1) ご利用者に提供した居宅介護（予防）支援に関するご相談や苦情、及び「サービス利用票（居宅（予防）サービス計画）」に基づいて提供した介護サービスに関するご相談や苦情は、遠慮なく下記までご連絡下さい。迅速に対応いたします。

・ご利用者様相談センター 電話番号 052-401-7250  
・担当者 ( )

- (2) ご利用者は当事業所以外に、お住まいの市町村の相談・苦情窓口や国民健康保険団体連合会に苦情を伝える事ができます。

○清須市役所高齢福祉課 電話番号 052-400-2911

○住所のある市町村（市役所または役場）の介護保険窓口

市役所 電話番号 - -

○愛知県国民健康保険団体連合会 介護福祉室苦情調査係

電話番号 052-971-4165

## 1 7 その他の重要事項

居宅（予防）サービス計画の作成を重複して居宅介護（予防）支援事業者に依頼することはお控え下さい。また、ご利用者のご希望によりいつでも他の居宅介護（予防）支援事業者に変更することができます。